

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和37年3月に入社し、43年3月25日まで継続して勤務したにもかかわらず、同社から関連事業所のB事業所へ異動となった申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者名簿によりA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚の供述から判断すると、申立人が昭和37年3月22日から43年3月25日までの期間において同一企業グループ内の事業所に継続して勤務し（A社からB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動日を特定できる人事記録等の資料は無いものの、前述の元同僚は、A社の人事異動は通常4月1日付けで行われていた旨供述していることから、昭和42年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険料の納付状況は不明であるものの、事業主が昭和42年4月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4859

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和32年9月に入社し、48年1月31日まで継続して勤務したにもかかわらず、同社から関連事業所のB事業所へ異動となった申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者名簿によりA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚の供述から判断すると、申立人が昭和32年9月4日から48年1月31日までの期間において継続して勤務し（A社からB事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動日を特定できる人事記録等の資料は無いものの、前述の元同僚は、A社の人事異動は通常4月1日付けで行われていた旨供述していることから、昭和42年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている

ことなどから、当該期間における厚生年金保険料の納付状況は不明であるものの、事業主が昭和 42 年 4 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）国民年金 事案 2702

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私の国民年金加入手続については、私が昭和59年10月に会社を退職し自営業を始めるに当たり、私の妻が、私の健康保険と年金についてA区国民年金担当課に相談に出向き、将来的に年金を受給できない事態になると困ると考え、退職と同時に当該手続を行ってくれた。

また、国民年金保険料の納付についても、妻が当該加入手続後から始めてくれており、妻は、私の収入が無い時に、妻の収入から納付してくれていたもので、妻の記憶ははっきりしている。

申立期間の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、第3号被保険者制度が施行された昭和61年4月1日に払い出されたことが確認でき、当該払出日より前に、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳の初めて国民年金の被保険者になった日の欄は「昭和61年4月1日」と記載されている上、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿にも、国民年金被保険者資格の取得日は「昭和61年4月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の妻の申立人に係る国民年金の加入手続に関する記憶は具体的であるものの、申立人の妻は、当該国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶については無いと供述している。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
② 平成 3 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 平成 8 年 2 月 16 日から同年 6 月 16 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）に昭和 46 年 2 月 17 日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 5 月 17 日となっている。

申立期間②については、C社（現在は、D社）にE職として平成 3 年 4 月 1 日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 5 月 1 日となっている。

申立期間③については、F社で平成 8 年 2 月 16 日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 16 日となっている。

申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されている昭和 46 年 5 月 17 日以前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、申立期間①当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出状況等については不明と回答しているところ、申立人が姓名を挙げ、かつ被保険者名簿に

より厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上司及び複数の同僚は、「当時は、3か月ぐらいの試用期間があった。」と供述している。

また、A社（G事業所）で女性社員の採用事務に携わったことがあり、かつ被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「すぐに辞める女性が多かったので、採用時には3か月間の試用期間を設けており、それが終了した時点で、厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、申立期間①当時、事業主は、必ずしも従業員全員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和46年5月17日）と雇用保険被保険者資格の取得日とが一致しているところ、被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚等13人（前述の上司を含む。）について、雇用保険被保険者資格の取得日を調査した結果、いずれも当該両資格の取得日が一致している。

- 2 申立期間②については、申立人は、平成3年4月1日からC社でE職として勤務したとして申し立てしているところ、D社は、「申立期間②当時、E職になるためには試験に合格することから、会社では入社1か月後に試験を行い、合格者は合格した月の1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得させていた。」と回答していることから判断すると、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が、C社において厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されている同年5月1日より前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、試験合格後に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたという前述のD社の回答から判断すると、申立期間②当時、事業主は、必ずしも従業員全員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成3年5月30日に申立期間②を含む同年4月から4年3月までの期間について国民年金保険料の免除の申請を行い、承認されていたことが確認できる。

- 3 申立期間③については、申立人は、F社に平成8年2月16日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年6月16日となっていると主張しているものの、事業主及び同僚から同社への入社日や申立期間③における勤務の実態などについて具体的な供述は得られなかった。

また、F社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、事業主が申立人の厚生年金保険被保

険者資格の取得日を平成8年6月16日として届け出たことが確認できる上、当該資格取得日は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、F社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成8年6月16日）と雇用保険被保険者資格の取得日とが一致しているところ、被保険者名簿により、申立人と同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚10人について、雇用保険被保険者資格の取得日を調査した結果、10人全員の当該両資格の取得日が一致していることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成8年5月31日に申立期間③を含む同年4月から9年3月までの期間について国民年金保険料の免除の申請を行い、承認されていたことが確認できる。

- 4 このほか、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 25 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間当時、代表者としてA事業所に勤務していた。同事業所は、B県に資金調達を依頼する目的のために設立した事業所だったので、社会保険の適用を受け、私も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る商業登記簿謄本により、申立人が申立期間に代表者であったことが確認でき、申立期間に申立人と一緒に同事業所に勤務していたと記憶する従業員の供述により、申立人が申立期間に代表者として、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所記号等索引簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所が雇用保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、申立人は、A事業所を設立した際、同事業所の厚生年金保険及び雇用保険の手続を行っていたとしてC事業所（現在は、D事業所）の職員の姓を挙げているが、当該職員を特定することができないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況は不明である。

さらに、申立人は、A事業所の従業員は、申立人とともにE社に転籍したとしていることから、申立人と同様に、E社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年3月1日に、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している6人について調査したところ、回答のあった2人はA事業所からE社に転籍したと供述しているが、調査した6人全員について、申立期間に厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4862（福岡厚生年金事案 1280、2079 及び 4456 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 50 年 11 月 2 日から 60 年 2 月末に退職するまで約 10 年間勤務したが、その間の 53 年 9 月 1 日から 55 年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

これまでの年金記録確認第三者委員会に対する申立てにおいて、記録の訂正は認められない旨の通知を受けたが納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 11 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、53 年 9 月 1 日に同資格を喪失しており、当該被保険者資格喪失届が同年 9 月 4 日に提出されたことを示す記載があり、雇用保険の被保険者記録と一致すること、ii) 同年 9 月 1 日に雇用保険被保険者資格を喪失した後、離職票が交付されたこと、及び失業給付の受給記録が確認できることなどから、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間当時に申立人が継続して勤務していたことが確認できる同僚の姓名を新たに思い出したとして再度申立てを行っているが、申立人は、初回の申立て時においても当該同僚の姓名を挙げており、当該同僚が勤務していたとする別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚は、当該期間のうち、昭和 55 年 1 月までの期間において同事業所における厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるこ

となどから、既に福岡委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 13 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、申立期間当時における A 社の B 部門の部長の姓名を思い出したとして 3 回目の申立てを行っているが、i) 当該元部長及び元部長が姓名を挙げた同僚一人に照会したところ、当該二人のいずれからも申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことなどを確認できる供述を得ることはできないこと、ii) 前述の元部長の供述により所在が判明した A 社の元事業主に照会を行ったところ、元事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である旨供述していることなどから、既に福岡委員会の決定に基づき平成 24 年 7 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情などは無いが申立期間当時も継続して A 社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして 4 回目の申立てを行っている。

しかしながら、前回の申立てにおいて照会を行った前述の元部長及び同僚に再度照会したところ、当該二人のいずれからも申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことなどを確認できる新たな供述を得ることはできなかった。

このほか、福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月17日から26年7月頃まで

私は、昭和22年3月17日にA事業所（現在は、B事業所）職員として採用され、C県知事に感謝状をもらった26年7月頃まで、D職として勤務していた。

申立期間当時は、厚生年金保険制度が発足して年数も経過していないので、行政機関に勤務した者であって厚生年金保険被保険者資格を得ることができる該当者は給与から厚生年金保険料が必ず控除されていると思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所長名の辞令書及び申立人の供述により、申立人が昭和22年3月17日にA事業所の職員として採用され、申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所記号払出簿によると、申立期間においてA事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、E市及びF事業所並びにC県（G課及びH課）に対し、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況などについて照会したが、当時の関係書類は無いと回答しており、これらの事実を確認できる関連資料等を得ることができない。

さらに、申立人が姓名を挙げている複数の同僚についてオンライン記録により確認したところ、該当者は特定できず、申立人に係る勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除状況などに関する供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。